

平成21年12月18日

第2140号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（564・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定医療機関の辞退（565・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（566・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定医療機関の変更（567・福祉政策課）…………… 2
- 平成21年度クリーニング師試験の実施（568・生活衛生課）…………… 2
- 林業種苗法による生産事業者の登録の変更（569・北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 道路区域の変更及び供用開始（570・仙北地域振興局建設部）…………… 3
- 道路の供用開始（571・平鹿地域振興局建設部）…………… 3

## 公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4

## 選挙管理委員会告示

- 漁業法による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（193）…………… 4
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（194）…………… 4

## 公安委員会告示

- 少年指導委員の委嘱（142・少年課）…………… 4

## 告 示

## 秋田県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
菅原眼科医院	医療法人 昂明会 理事長	能代市柳町4番3号	平成21年8月23日
さとう調剤薬局	有限会社 しろくま保健企画 代表取締役	大館市幸町2番26号	平成21年10月31日

## 秋田県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第55条の2第3号の規定に基づき、告示する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	辞退年月日
イオンスーパーセンター湯沢店薬局	イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役社長	湯沢市字荻生田162	平成21年12月1日

## 秋田県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
さとう調剤薬局	有限会社 しろくま保健 企画 代表取締役	大館市豊町2番15号	調剤薬局	平成21年11月1日
大仙市新型インフルエンザ発熱外来センター	大仙市長	大仙市大曲通町1番30号	内科、小児科	平成21年11月7日
能代市発熱外来センター	能代市長	能代市落合字上悪土164番地	内科、小児科	平成21年11月1日

## 秋田県告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は 名 称	所 在 地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
大曲訪問看護ステーション	社会医療法人 明和会 理事長	大仙市大曲上栄町4番3号	大仙市大曲上栄町1番9号	大仙市大曲上栄町4番3号	平成21年9月24日
アイセイ薬局わかば店	有限会社 ディスン 東北メ 代表取 締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原213-1	わかば薬局	アイセイ薬局わかば店	平成21年11月1日

## 秋田県告示第568号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成21年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和31年秋田県規則第6号）第4条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成22年3月4日（木） 午前10時から

## (2) 場所

秋田市千秋矢留町1番19号 秋田県環衛会館

## 2 受験願書の受付

## (1) 受付時期

土曜日及び日曜日を除き、平成22年1月12日（火）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

## (2) 場所

居住地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に居住する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に居住する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

## 3 その他

詳細については、生活環境文化部生活衛生課（電話 018-860-1592）にお問い合わせのこと。

## 秋田県告示第569号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称	住所			
第387号	藤島 清隆	北秋田市阿仁水無字上岱129-1番地	氏名	藤島 清隆	松橋 誠

## 秋田県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	土川中仙線	大仙市土川字杉沢59番地先から字小杉山沢ノ内長持2番5地先まで	5.20~11.20	0.824
	新	土川中仙線	大仙市土川字杉沢59番地先から字小杉山沢ノ内長持2番9まで	9.20~17.80	0.824

## 2 供用開始の期日 平成21年12月18日

## 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成21年12月18日から平成22年1月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## 秋田県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手東成瀬線	横手市山内南郷字赤淵55番10から45番11まで

## 2 供用開始の期日 平成21年12月18日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成21年12月18日から平成22年1月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員  
の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大仙市太田町国見字大動防125番地

藤 澤 節 郎

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

三分の一の数 七二二

秋選管告示第百九十四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和二十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホーム もりたけ	山本郡三種町森岳字木戸沢百番地四十七
-------------------	--------------------

を

特別養護老人ホーム もりたけ	山本郡三種町森岳字木戸沢百番地四十七
養護老人ホームやまもと	山本郡三種町森岳字上台十一番地の三

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第142号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年12月18日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
大 石 紀 子	秋田市土崎港西三丁目1番8号 秋田臨港警察署生活安全課 018-845-0141	秋田臨港警察署の管轄区域

## 正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成21年12月4日(第2136号)掲載の秋田県告示第539号(飼料の試験の結果の概要の公表)  
(原稿誤り)

1	40	宮城県花巻市	岩手県花巻市
1	46	宮城県花巻市	岩手県花巻市
2	27	宮城県花巻市	岩手県花巻市
2	34	宮城県花巻市	岩手県花巻市

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号